

第74回
定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所 東京都港区高輪三丁目11番3号
イハラ高輪ビル3階会議室

議 案

第1号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案	監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案	役員賞与支給の件
第5号議案	公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分の件

目 次

第74回定時株主総会招集ご通知	1
（提供書面）	
事業報告	2
連結計算書類	17
計算書類	26
監査報告	32
株主総会参考書類	38

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）の午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

2 場 所 東京都港区高輪三丁目11番3号 イハラ高輪ビル3階会議室
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主懇親会及び株主総会お土産配布の中止について

株主の皆様との懇親会及び株主総会後にお配りしておりましたお土産につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、前回に引き続き取りやめさせていただくことといたしました。株主の皆様にはご理解賜りたくお願い申し上げます。

3 目的事項 報告事項 1. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 役員賞与支給の件
第5号議案 公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分の件

以上

● 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<http://www.ihara-sc.co.jp/>)

提供書面

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済及び世界経済は、長引く新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け停滞した状況が続きましたが、半導体市場においては年度後半より需要が急速に回復し、市場の成長は今後も継続する見込みであります。

このような経営環境にあって、当社グループは配管を科学し、「お客様の望む時に、望むモノを、望む形とコストで」お届けすることに全力を注ぎ、「最適配管システムで世界のお客様に感動を」を合言葉に「感動創造企業」の実現に向けてグループ一丸となって取り組んでまいりました。

販売面では、スマートフォンやPC、データセンター向けの半導体の需要回復によって半導体関連メーカーの設備投資が増え、当社グループ製品の受注も増加しました。一方で、建設機械市場及び工作機械・産業機械市場に向けた販売は、海外需要の落ち込みにより低迷しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は144億24百万円（前連結会計年度比4.2%減）となり、営業利益は26億19百万円（同0.9%減）、経常利益は27億40百万円（同1.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は企業立地事業費補助金の特別利益計上等により21億46百万円（同14.1%増）となりました。



当社グループの区分別売上高の状況は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比
製品		%		%
継手	9,395	62.4	8,947	62.0
バルブ	1,453	9.6	1,376	9.5
商品・その他	160	1.1	124	0.9
配管システム	4,046	26.9	3,973	27.6
合 計	15,054	100.0	14,424	100.0

事業区分	第73期 (2020年3月期) (前連結会計年度)		第74期 (2021年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
C P事業部	7,574	50.3	8,272	55.4	698	9.2
G P事業部	7,604	50.5	6,342	43.6	△1,262	△16.5
その他	159	1.1	124	0.8	△35	△22.0
内部売上高	△284	－	△315	－	31	－
合 計	15,054	100.0	14,424	100.0	△630	△4.2

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資額は1億85百万円であり、その主なものは生産力増強及び品質向上のための機械及び装置の購入であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、長期借入金返済を総額7億7百万円、配当金の支払を4億85百万円実施しております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第71期 (17.4~18.3)	第72期 (18.4~19.3)	第73期 (19.4~20.3)	第74期 (20.4~21.3)
売上高	(百万円)	16,695	17,714	15,054	14,424
経常利益	(百万円)	3,353	3,389	2,698	2,740
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,498	2,481	1,880	2,146
1株当たり当期純利益	(円)	244.12	241.90	179.68	203.25
総資産	(百万円)	21,968	22,230	22,674	24,092
純資産	(百万円)	14,273	16,163	17,522	19,310
1株当たり純資産額	(円)	1,388.08	1,569.57	1,651.07	1,817.92

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
山形イハラ株式会社	150	100.0	継手・バルブの製造販売
南通伊原流体系統科技有限公司	457	96.34	継手・配管の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社では、「最適配管システムで世界のお客様に感動を」を合言葉に、「お客様の望む時に、望むモノを、望む形と望むコストで」お届けすることに強いこだわりを持ち、これからも独自の技術を駆使し、他社にはない特長を有する製品を提供するために、全社一丸となって邁進して参ります。

その結果として、企業価値を高め、持続的成長にこだわり、社員をはじめ株主の皆様、当社を支えていただいているパートナー企業様など、多くのステークホルダーへの還元に努めて参ります。こうした企業活動の元となる企業理念として、当社グループ独自の企業精神を示す「ISの菜」を全員で共有・実践し、感動創造企業の実現をめざし、当社グループ全員が更なる精進を重ねて参ります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの事業活動に対して、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、半導体製造装置や各種産業機械、車両、船舶、重化学工業プラント等広範囲にわたる生産設備や機器の市場に対して、継手やバルブを核とした配管機器、配管用アクセサリー、配管ユニット製作から、配管の設計・施工までトータル配管システムを提供しています。

配管システムには、

- 1) 機械的エネルギーを伝えるための配管システム（油圧、水圧、空圧、真空）
- 2) 熱エネルギーを伝えるための配管システム（加熱、冷却、冷凍）
- 3) 流体搬送のための配管システム（ガス、液体、高粘度流体、高腐食流体、粉体）等があります。

これらの配管システムは産業界のあらゆる分野で多岐にわたって使われています。

現在当社グループが提供している配管システムの主な分野は、次のとおりです。

半導体・液晶関連	半導体製造装置、液晶・PDP製造装置、ドライ真空ポンプ、排ガス処理装置、洗浄装置、ガス精製装置、クリーンルーム設備
工作機械関連	NC旋盤、マシニングセンター、研削盤
産業機械関連	建設機械、鋳造装置、プレス、ダイキャストマシン、塗装設備、樹脂成形機・射出機、製鉄関連設備、製紙関連設備
エネルギー関連	火力・原子力発電、燃料電池、CNG車・設備、LPGプラント、ガスタービン、コジェネレーション
車両・船舶用	新幹線用車両、地下鉄用車両、特装車両、タンカー、客船、クレーン車、ブルドーザー、タンクローリー、清掃車
化学・石油精製関連	精製装置、計装制御装置、スチームトレーサー、RIG
食品・医療関連	分析・計測装置、サンプリング装置、滅菌装置、充填装置、医療用ガス供給システム、オゾン発生装置
環境関連	焼却設備、水浄化処理装置、廃棄物収集車

(6) 主要な事業所、営業所及び工場 (2021年3月31日現在)**<当社>**

- (1) 本社 東京都港区
- (2) 営業所 東日本営業所 (東京都)
 中部営業所 (愛知県)
 西日本営業所 (大阪府)
- (3) 工場 C P 事業部 (静岡県、山形県)
 G P 事業部 (岐阜県)

<子会社>

- 山形イハラ株式会社 (山形県)
 台湾伊原科技股份有限公司 (台湾)
 イハラ코리아株式会社 (韓国)
 イハラサイエンスUS A株式会社 (米国)
 南通伊原流体系統科技有限公司 (中国)

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
562 (63) 名	15名減 (8名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
340 (41) 名	17名減 (2名減)	39.4歳	13.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、上記使用人には出向者 (11名) を含めておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入残額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	240
株式会社みずほ銀行	210
株式会社名古屋銀行	150

2 当社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 56,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 14,000,000株 |
| ③ 株主数 | 2,262名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	持株数 (百株)	持株比率 (%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	9,639	9.13
イハラサイエンス取引先持株会	5,921	5.60
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	5,372	5.08
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	4,389	4.15
株式会社キッツ	3,590	3.40
合同会社トク・コーポレーション	3,500	3.31
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	3,480	3.29
公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団	3,233	3.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,715	2.57
中西商事株式会社	2,530	2.39

(注) 当社は、自己株式を3,438,604株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		イハラサイエンス株式会社 第1回株式報酬型新株予約権 (注) 1		イハラサイエンス株式会社 第2回株式報酬型新株予約権 (注) 1		
発行決議日		2017年6月23日		2018年6月22日		
新株予約権の数		1,236個		1,204個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (新株予約権1個につき 10株)	12,360株	普通株式 (新株予約権1個につき 10株)	12,040株	
新株予約権の払込金額		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり (1株当たり)	19,630円 1,963円)	新株予約権1個当たり (1株当たり)	20,510円 2,051円)	
権利行使期間		2017年8月8日から 2047年8月7日まで		2018年8月7日から 2048年8月6日まで		
行使の条件		(注) 2、3、4		(注) 2、3、4		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数	977個	新株予約権の数	1,052個
			目的となる株式数	9,770株	目的となる株式数	10,520株
			保有者数	3人	保有者数	5人
		社外 取締役	新株予約権の数	-個	新株予約権の数	-個
			目的となる株式数	-株	目的となる株式数	-株
			保有者数	-人	保有者数	-人
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	107個	新株予約権の数	103個	
		目的となる株式数	1,070株	目的となる株式数	1,030株	
		保有者数	2人	保有者数	2人	

		イハラサイエンス株式会社 第3回株式報酬型新株予約権 (注) 1		イハラサイエンス株式会社 第4回株式報酬型新株予約権 (注) 1	
発行決議日		2019年6月21日		2020年6月26日	
新株予約権の数		2,325個		1,722個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 23,250株 (新株予約権1個につき 10株)		普通株式 17,220株 (新株予約権1個につき 10株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。		新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 11,380円 (1株当たり 1,138円)		新株予約権1個当たり 13,350円 (1株当たり 1,335円)	
権利行使期間		2019年8月6日から 2049年8月5日まで		2020年8月6日から 2050年8月5日まで	
行使の条件		(注) 2、3、4		(注) 2、3、4	
役員 の 保 有 状 況	取締役 (監査等委員 を除く)	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権の数 1,935個 目的となる株式数 19,350株 保有者数 5人	新株予約権の数 1,518個 目的となる株式数 15,180株 保有者数 5人	
		社外 取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -人	
		取締 役 (監査等委員)	新株予約権の数 168個 目的となる株式数 1,680株 保有者数 2人	新株予約権の数 204個 目的となる株式数 2,040株 保有者数 3人	

- (注) 1. 正式名称を「イハラサイエンス株式会社第1回株式報酬型新株予約権」と称し、以降は「第〇回新株予約権」と称する。
2. 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。
3. その他の新株予約権行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めによるところによる。
4. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2の定めまたは「新株予約権割当契約」の定めにより新株予約権の行使をできなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
5. 2021年3月31日現在において交付時より第1回新株予約権の数が152個減少、第2回新株予約権の数が49個減少、第3回新株予約権の数が222個減少しておりますが、減少理由は権利行使によるものであります。

② その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の様況

① 取締役の様況 (2021年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の様況
代表取締役会長	中野 琢 雄	
代表取締役社長	長岡 敏	
取締役相談役	長尾 雅 司	
取締役	小坂 篤 夫	執行役員 営業本部長兼営業本部海外事業部長兼営業本部営業企画室長
取締役	中川路 豊	執行役員 経営統轄室長
取締役 (監査等委員・常勤)	角田 逸 郎	
取締役 (監査等委員)	林 央	
取締役 (監査等委員)	二松 敬 治	

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 角田逸郎氏、林央氏、二松敬治氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
3. 当社は取締役 (監査等委員) 角田逸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2020年6月26日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、坪井忠氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。

② 当事業年度に係る役員の報酬等

(1) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、企業業績、各役員の職責および実績に見合ったものであることを基本方針としています。

取締役（監査等委員である取締役を含む）の報酬は基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）および株式報酬型ストックオプションで構成されています。

基本報酬は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会決議により、年額を取締役5億円（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。定款で定める取締役の員数は12名以内。本定時株主総会決議時5名。）、監査等委員である取締役70百万円（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内。本定時株主総会決議時3名。）を上限として決定しています。

賞与は、期間業績に応じて取締役会により決定し、株主総会決議を経て支給しています。

ストックオプションは、2017年6月23日開催の第70回定時株主総会決議により、役員退職慰労金の廃止に伴い、基本報酬とは別枠で、年額を取締役50億円、監査等委員である取締役5百万円の範囲内で割り当てています。

取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、期間業績、担当職務、貢献度等を総合的に勘案して決定しています。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

(2) 事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員を除く)	6	176
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	4 (3)	25 (23)
合計	10	202

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である者を除く。) の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額500百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。定款で定める取締役の員数は12名以内。本定時株主総会決議時5名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月19日開催の第68回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名以内。本定時株主総会決議時3名であります。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
社内規定による役員退職慰労引当金制度廃止に伴う株式報酬型新株予約権
5. 上表には2020年6月26日開催の第73回定時株主総会終結時をもって辞任した取締役 (監査等委員) 1名と2020年4月10日をもって逝去により退任いたしました取締役1名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 (監査等委員) 角田逸郎	当事業年度に開催された取締役会に13回中13回、監査等委員会に13回中13回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は当社の特定関係事業者ではなく前職において経営企画に携わっており、当社とは異業種分野での幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役として適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 林 央	当事業年度に開催された取締役会に13回中13回、監査等委員会に13回中13回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、科学技術庁研究開発局の調査官として培ってきた知識や経験を有しており、社外取締役としての職務を適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 二松敬治	就任後、当事業年度に開催された取締役会に9回中9回、監査等委員会に9回中9回出席し、異業種分野での豊富な経験から発言を行っております。また同氏は長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを社外取締役としての職務において適切な役割を果たしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 東陽監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査等委員全員が認めた場合、監査等委員会は全員一致の決議により当該会計監査人を解任するものとします。

また、当社の会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、その解任または不再任を株主総会の目的とするよう、取締役会は監査等委員会の同意を得て、または監査等委員会の請求に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制基本方針

「イハラの理念」を経営の根幹とし、別に定める「私たちの仕事・方針」を行動規範とする。これを「I Sの葉」に掲載して当社グループの全社員に配布し、教育の機会を設けて周知徹底を図る。

② 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社が社会的責任を果たすためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であることを認識し、関係法令の周知徹底を図る。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する管理規定を定める。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失のリスクについては、全社統轄部門及び子会社を含めたそれぞれの事業部門において共通認識をし、評価（発生確率・影響度）を行い、未然防止・発生時対策を明確にする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役または執行役員は速やかに取締役会に報告する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員は、取締役会において決定した経営方針に基づき、自らの責任についてコミットメントする。取締役は執行役員のコミットメントの進捗状況を指導・監督するとともに、的確な経営方針を提言する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、当社の取締役または執行役員が子会社における取締役会議決権の過半数を占めることを原則とする。子会社の取締役・社員は上記①に定める「イハラの理念」「私たちの仕事・方針」を始めとし、基本的なマネジメントシステムを共有して業務にあたる。当社は、子会社に対し適切な指導教育を行う。また、グループ内取引の公正性を保持するための規定・契約を明確にする。

⑦ **監査等委員がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項及び当該社員の取締役からの独立性に関する事項**

監査等委員がその職務を遂行するために、スタッフを必要とすると判断した場合には社員を配置する。その人選・異動及び処遇に関しては、事前に監査等委員会の同意を得る。

⑧ **取締役及び社員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役及び社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、取締役・社員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告を受けるべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員に報告する。事業部門を統括する取締役または執行役員は、監査等委員会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。監査等委員が必要と認めた時は、当社及び子会社のいかなる職場、いかなる会議にも立ち入ることを保証する。

⑨ **以上の体制構築及び維持発展については、経営統轄室が管轄し、経営統轄室長を総責任者とする。**

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **取締役の職務執行**

取締役会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役3名）を含む8名で構成されております。取締役会は当事業年度に13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等を監督いたしました。

② **コンプライアンス及びリスクの管理**

コンプライアンス並びに、災害、及び事故管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。また、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告したものが、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取り扱いを行わないよう徹底しております。

③ **当社グループにおける業務の適正化**

当社子会社に対して、稟議申請等の管理を行うことで、その営業活動及び決裁権限等を把握し、また、一定基準に該当する重要事項については、機関決定前に当社の取締役会等重要な会議での報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。

④ 監査等委員監査

監査等委員会において定めた監査等委員会監査規程及び内部統制監査規程に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員の職務の執行状況について書類の閲覧、実地調査を実施するとともに定期的に報告を受けました。また、会計監査人からの四半期ごとの結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

4 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、企業体質の強化と今後の事業展開に備える内部留保の確保を考慮した上で、業績に応じた株主配当を実施していくことを基本としております。

内部留保金につきましては、不測の事態に備えるとともに、事業拡大のための製品開発及び市場開拓資金等に有効投資して参りたいと考えております。

なお、当期の期末配当金は1株につき普通配当47円とし、取締役会にて決議されました。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	15,371
現金及び預金	7,230
受取手形及び売掛金	3,576
電子記録債権	775
商品及び製品	564
仕掛品	1,354
原材料及び貯蔵品	1,544
その他	323
固定資産	8,721
有形固定資産	6,693
建物及び構築物	3,102
機械装置及び運搬具	1,074
土地	2,386
建設仮勘定	66
その他	63
無形固定資産	440
投資その他の資産	1,586
投資有価証券	1,074
長期貸付金	8
繰延税金資産	298
その他	205
貸倒引当金	△0
資産合計	24,092

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,705
買掛金	977
短期借入金	637
未払金	257
未払法人税等	482
役員賞与引当金	10
その他	340
固定負債	2,076
長期借入金	340
退職給付に係る負債	1,223
長期末払金	278
資産除去債務	71
その他	161
負債合計	4,781
純資産の部	
株主資本	18,934
資本金	1,564
資本剰余金	620
利益剰余金	19,473
自己株式	△2,723
その他の包括利益累計額	265
その他有価証券評価差額金	231
為替換算調整勘定	34
新株予約権	91
非支配株主持分	18
純資産合計	19,310
負債・純資産合計	24,092

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位:百万円)

科目	金額
売上高	14,424
売上原価	10,101
売上総利益	4,322
販売費及び一般管理費	1,703
営業利益	2,619
営業外収益	141
受取利息及び配当金	37
持分法による投資利益	46
為替差益	19
雑収入	38
営業外費用	20
支払利息	9
雑損失	11
経常利益	2,740
特別利益	302
補助金収入	302
税金等調整前当期純利益	3,042
法人税、住民税及び事業税	826
法人税等調整額	68
当期純利益	2,148
非支配株主に帰属する当期純利益	1
親会社株主に帰属する当期純利益	2,146

連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日 残高	1,564	618	17,813	△2,726	17,268
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△485		△485
親会社株主に帰属する当期純利益			2,146		2,146
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		1		2	4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	1,660	2	1,665
2021年3月31日 残高	1,564	620	19,473	△2,723	18,934

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非株主支持配分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替調整	換算算定			
2020年4月1日 残高	143		20	73	16	17,522
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△485
親会社株主に帰属する当期純利益						2,146
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						4
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	87		14	18	2	122
連結会計年度中の変動額合計	87		14	18	2	1,788
2021年3月31日 残高	231		34	91	18	19,310

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 山形イハラ株式会社
南通伊原流体システム科技有限公司

② 非連結子会社の名称等

- ・非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司
イハラ코리아株式会社
イハラサイエンスU S A株式会社

・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

なお、2021年3月16日付で、非連結子会社で持分法適用会社であった蘇州伊原流体システム科技有限公司は、清算終了したため、非連結子会社の範囲から除外しております。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、南通伊原流体システム科技有限公司については、決算日が連結決算日と異なるため、当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

- ・持分法適用非連結子会社の数 3社
- ・持分法適用非連結子会社の名称 台湾伊原科技股份有限公司
イハラ코리아株式会社
イハラサイエンスU S A株式会社

② 持分法適用非連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なるため、持分法適用非連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券
- ・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. たな卸資産

- ・ 商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
機械装置及び運搬具	2～14年

ロ. 無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。なお、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

たな卸資産評価損 122百万円

- (2) その他の情報

たな卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。

正味売却価額が取得原価よりも下落しているたな卸資産については、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としており、営業循環過程から外れたたな卸資産については、滞留在庫として識別し、帳簿価額を処分見込価額まで切下げの方法によっています。

滞留在庫として正常な営業循環過程から外れたかどうかの判断は、一定の仮定に基づいた将来の使用可能性や販売可能性に基づいて決定されます。

当該仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 8,305百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,000千株	一千株	一千株	14,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 485百万円
- ・ 1株当たり配当額 46円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月29日

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年5月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 496百万円
- ・ 1株当たり配当額 47円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月28日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 60,640株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融商品によっております。資金調達については、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は主に設備投資資金（長期）であり、長期プライムレートを下回る取引を実施して、支払利息の低減を図っております。

デリバティブ取引は余剰資金運用目的の範囲内で、特性を評価し安全性が高いと判断された複合金融商品のみを選択しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	7,230	7,230	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,576	3,576	—
(3) 電子記録債権	775	775	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	973	973	—
(5) 買掛金	(977)	(977)	—
(6) 短期借入金 (※2)	(200)	(200)	—
(7) 未払金	(257)	(257)	—
(8) 未払法人税等	(482)	(482)	—
(9) 長期借入金 (※2)	(778)	(777)	△1

(※1) 負債に計上されているものについては () で示しております。

(※2) 1年内返済予定長期借入金は(9) 長期借入金に含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 未払金、並びに(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 関係会社株式及び出資金（連結貸借対照表計上額100百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められたため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

また、長期未払金は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給額であります。支払時期を予測することが不可能であり将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが困難と認められるため、上記表には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、2012年2月に東京都港区に本社ビル（土地を含む）を取得しており、一部フロアを賃貸しているため、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産としております。

賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価 （百万円）
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	1,153	△13	1,140	1,320

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産価格調査報告書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、その変動が軽微である時には、取得時の価額または直近の原則的な時価算定による価額をもって当期末の時価としております。

また、賃貸不動産として使用される部分を含む不動産に関する2021年3月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益（百万円）	賃貸費用（百万円）	差額（百万円）
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	67	19	47

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,817円92銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 203円25銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 202円07銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会の承認を条件として実施いたします。

(1) 処分の目的及び理由

公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団は、大学における研究活動への助成及び学業を志す優秀な学生に対する奨学金事業を行うことで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材の育成の一助となるような活動を行うとともに、当社岐阜事業所の所在地である岐阜県中津川市付知地区の山林保全の事業にも取り組んでおります。ヒノキ等の人工林の広葉樹林化によって荒廃した里山復活を進めることにより土砂災害等の自然災害を防止する活動を、今まで以上に対象となる森林の範囲を広げ推進してまいります。

このような本財団の社会貢献活動は、当社の企業ブランドの向上、優秀な人材の確保にも繋がり、中長期的な企業価値向上に資するものであり、今回の自己株式の処分は本財団の社会貢献活動への原資を拠出するために行うものであります。本財団は、自己株式の処分により割り当てられる当社株式の配当を主な原資として、長期的かつ安定的に社会貢献活動を進めてまいります。

(2) 処分要領

① 処分株式数	普通株式 200,000株
② 処分価額	1株につき1円
③ 資金調達額	200,000円
④ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤ 処分先	公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団
⑥ 処分期日	未定
⑦ その他	本自己株式の処分については、2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会において有利発行に係わる特別決議を経ることを条件とします。処分に関する期日その他の事項は、当該株主総会后における取締役会において決議します。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	12,874
現金及び預金	6,362
受取手形	127
電子記録債権	775
売掛金	3,255
未収入金	69
商品及び製品	308
仕掛品	840
原材料及び貯蔵品	1,005
前渡金	32
前払費用	19
関係会社短期貸付金	48
その他	29
固定資産	8,147
有形固定資産	5,915
建物	2,565
構築物	54
機械及び装置	812
車両運搬具	2
工具器具備品	43
土地	2,386
建設仮勘定	52
無形固定資産	392
借地権	46
ソフトウェア	19
ソフトウェア仮勘定	298
その他	27
投資その他の資産	1,839
投資有価証券	973
関係会社株式	158
関係会社出資金	145
長期貸付金	8
関係会社長期貸付金	369
差入保証金	28
繰延税金資産	151
その他	100
貸倒引当金	△96
資産合計	21,022

科目	金額
負債の部	
流動負債	2,238
買掛金	974
短期借入金	400
未払金	376
未払法人税等	422
未払費用	0
前受金	15
預り金	38
役員賞与引当金	10
固定負債	1,606
長期借入金	200
長期預り保証金	161
退職給付引当金	894
長期未払金	278
資産除去債務	71
負債合計	3,844
純資産の部	
株主資本	16,854
資本金	1,564
資本剰余金	620
資本準備金	618
その他資本剰余金	1
利益剰余金	17,394
その他利益剰余金	17,394
固定資産圧縮積立金	239
特別償却準備金	2
繰越利益剰余金	17,151
自己株式	△2,723
評価・換算差額等	231
その他有価証券評価差額金	231
新株予約権	91
純資産合計	17,177
負債・純資産合計	21,022

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	13,782
売上原価	10,206
売上総利益	3,575
販売費及び一般管理費	1,418
営業利益	2,157
営業外収益	197
受取利息及び配当金	36
固定資産賃貸料	46
為替差益	19
貸倒引当金戻入額	49
雑収入	44
営業外費用	23
支払利息	4
売上債権売却損	1
貸与設備償却費	10
雑損失	7
経常利益	2,330
特別利益	302
補助金収入	302
特別損失	39
子会社整理損	39
税引前当期純利益	2,593
法人税、住民税及び事業税	693
法人税等調整額	79
当期純利益	1,820

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金					利益剰余金				自己株式	株主資本計 合
		資本 準備 金	その 余 金	他 本 金	資 剰 余 金	本 金 計	その他利益剰余金			利 剰 余 金 計		
							固定資産 圧縮積 立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
2020年4月1日残高	1,564	618	-	618	48	5	16,005	16,059	△2,726	15,515		
事業年度中の変動額												
剰余金の配当							△485	△485		△485		
固定資産圧縮積立金計上					191		△191	-		-		
特別償却準備金の取崩						△2	2	-		-		
当期純利益							1,820	1,820		1,820		
自己株式の取得									△0	△0		
自己株式の処分				1	1				2	4		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	-	-	1	1	191	△2	1,146	1,334	2	1,339		
2021年3月31日 残高	1,564	618	1	620	239	2	17,151	17,394	△2,723	16,854		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
2020年4月1日残高	143		73	15,731
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△485
固定資産圧縮積立金計上				-
特別償却準備金の取崩				-
当期純利益				1,820
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				4
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	87		18	106
事業年度中の変動額合計	87		18	1,445
2021年3月31日 残高	231		91	17,177

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～47年

機械及び装置 10～14年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産残高に基づき計上しております。

なお、当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(消費税等の会計処理)

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

たな卸資産の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
たな卸資産評価損 83百万円
- (2) その他の情報

たな卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定しております。正味売却価額が取得原価よりも下落しているたな卸資産については、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としており、営業循環過程から外れたたな卸資産については、滞留在庫として識別し、帳簿価額を処分見込価額まで切下げる方法によっています。

滞留在庫として正常な営業循環過程から外れたかどうかの判断は、一定の仮定に基づいた将来の使用可能性や販売可能性に基づいて決定されます。

当該仮定は、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,754百万円
- (2) 保証債務
関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。
山形イハラ株式会社 178百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 296百万円
- ② 短期金銭債務 444百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 売上高 652百万円
- ② 仕入高等 4,239百万円
- ③ 営業取引以外の取引高 58百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,441,801株	23株	3,220株	3,438,604株

7. 税効果会計に関する注記

(繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳)

繰延税金資産	
長期未払金	85百万円
退職給付引当金	273百万円
棚卸資産評価損	35百万円
投資有価証券評価損	66百万円
その他	139百万円
繰延税金資産小計	601百万円
評価性引当額	△240百万円
繰延税金資産合計	360百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△102百万円
固定資産圧縮積立金	△105百万円
特別償却準備金	△1百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△208百万円
繰延税金資産（負債）の純額	151百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	山形イハラ(株)	150	継手、バルブ の製造販売	直接 100.0	当社の 製品製造 役員の兼任	仕入	4,160	買掛金	437
						銀行借入に 伴う保証	178	-	-
子会社	南通伊原流体 系統科技有限 公司	457	継手、バルブ の製造販売	直接 96.34	当社の 製品製造 資金の援助	資金の貸付	-	関係会社長 期貸付金	192

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 子会社との取引価格については、市場価格等を参考に決定しております。

(2) 債務保証については、山形イハラ株式会社の銀行借入債務178百万円に対して債務保証を行っております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,617円73銭
(2) 1株当たり当期純利益	172円40銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	171円40銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(第三者割当による自己株式の処分)

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、2021年6月25日開催予定の第74回定時株主総会の承認を条件として実施いたします。詳細は、「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」をご参照ください。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

イハラサイエンス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 榎倉昭夫 ㊞

公認会計士 大島充史 ㊞

公認会計士 池田宏章 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イハラサイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年5月12日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

イハラサイエンス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 榎倉昭夫[Ⓔ]
公認会計士 大島充史[Ⓔ]
公認会計士 池田宏章[Ⓔ]

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イハラサイエンス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2021年5月12日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

イハラサイエンス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 角田逸郎 ㊟

監査等委員 林 央 ㊟

監査等委員 二松敬治 ㊟

(注) 監査等委員角田逸郎、林央氏、二松敬治氏は、会社法第2条第15項及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	なかの とくお 中野 琢 雄	代表取締役会長	再任
2	なが おか さとし 長岡 敏	代表取締役社長	再任
3	なが お まさ し 長尾 雅 司	取締役相談役	再任
4	お さか つた お 小坂 蔦 夫	取締役執行役員	再任
5	なかかわ し ゆたか 中川路 豊	取締役執行役員	再任

再任 再任取締役候補者

候補者番号

1

なか の とく お
中野 琢雄

再任

生年月日

1941年7月22日

所有する当社の株式数

43,600株

在任年数

32年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1969年 5 月 当社入社
1983年 5 月 当社営業部長
1989年 6 月 当社取締役営業部長
1991年 5 月 当社常務取締役
1995年10月 当社常務取締役CTS事業部長
1996年10月 当社常務取締役STS事業部長
1997年 6 月 当社専務取締役
1999年 5 月 当社代表取締役社長
2015年 1 月 当社代表取締役会長 (現任)

候補者番号

2

なが おか さとし
長岡 敏

再任

生年月日

1962年3月16日

所有する当社の株式数

70,000株

在任年数

11年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1982年 5 月 山形伊原高圧(株)入社
2000年 4 月 当社入社
2003年 6 月 山形伊原高圧(株)取締役
2007年 4 月 当社執行役員山形事業所長兼山形イハラ(株)取締役
2008年 6 月 当社執行役員山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役
2010年 6 月 当社取締役執行役員CP事業部長兼山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2010年11月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼山形事業所長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2011年 1 月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼経営統轄室長兼山形イハラ(株)代表取締役社長
2013年 6 月 当社取締役執行役員GP事業部長
2017年 5 月 当社取締役執行役員GP事業部長兼岐阜事業所長兼MF事業所長
2018年 1 月 当社取締役執行役員CP事業部長兼静岡事業所長
2018年 6 月 当社取締役常務執行役員CP事業部長
2018年 7 月 当社取締役常務執行役員CP事業部長兼山形イハラ(株)代表取締役
2020年 4 月 当社代表取締役社長兼営業本部長
2021年 1 月 当社代表取締役社長 (現任)

候補者番号

3

なが お まさ し
長尾 雅司

再任

生年月日

1949年1月27日

所有する当社の株式数

67,100株

在任年数

9年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1972年 4月	(株)日立製作所入社
2003年 4月	(株)日立インダストリーズ取締役冷熱事業部長
2007年 4月	日立アプライアンス(株)取締役大型冷熱本部長
2007年10月	Hitachi Air Conditioning Products Europe,S.A.社長
2011年 9月	当社入社
2012年 6月	当社取締役執行役員開発統轄室長兼海外営業部長
2013年 5月	当社取締役常務執行役員開発統轄室長兼営業本部長兼海外営業部長
2015年 1月	当社代表取締役社長
2018年 1月	当社代表取締役社長兼GP事業部長
2020年 4月	当社取締役相談役 (現任)

候補者番号

4

お さか つた お
小坂 薫夫

再任

生年月日

1956年9月2日

所有する当社の株式数

100株

在任年数

3年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1980年 4月	東洋バルヴ(株)入社
1998年12月	東洋バルヴ(株)海外営業部長
2006年 4月	(株)キッツ入社
2015年12月	当社入社
2017年 4月	当社営業本部長代理兼海外営業部長兼北米担当
2017年 9月	当社営業本部長兼北米担当
2018年 4月	当社執行役員営業本部長
2018年 6月	当社取締役執行役員営業本部長
2020年 4月	当社取締役執行役員営業本部長付兼東日本営業所長
2020年 8月	当社取締役執行役員営業本部海外事業部長
2021年 1月	当社取締役執行役員営業本部長兼営業本部海外事業部長兼営業本部営業企画室長 (現任)

候補者番号

5

なかかわじ ゆたか
中川路 豊

再任

生年月日

1956年6月16日

所有する当社の株式数

5,100株

在任年数

3年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

1982年 4 月	(株)日立製作所入社
2001年 4 月	(株)日立製作所電力・電機グループ財務部部长代理
2004年 6 月	(株)日立製作所電力グループ国分事業所経理部担当部長
2006年 4 月	(株)日立製作所電力グループ日立事業所経理部担当部長
2008年 5 月	日立投資顧問(株)取締役社長
2010年10月	(株)日立ハイテクノロジーズ那珂事業所経理部長
2015年 4 月	(株)日立製作所ヘルスケア事業部柏事業所財務部長
2017年 4 月	当社入社
2018年 4 月	当社執行役員経営統轄室長
2018年 6 月	当社取締役執行役員経営統轄室長 (現任)

1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役角田逸郎氏、林央氏は、本総会の終結の時をもって任期満了されますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当等		
角田逸郎	社外取締役（監査等委員）	再任	社外
林央	社外取締役（監査等委員）	再任	社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者

すみ た い つ ろ う
角田 逸郎

再任

生年月日

1954年8月23日

所有する当社の株式数

2,000株

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

- 1978年4月 (株)日立製作所入社
1994年8月 (株)日立製作所 電機システム事業本部経営管理部部長代理
2004年4月 日立空調システム(株)大型冷熱営業本部企画部長
2006年6月 日立アプライアンス(株)大型冷熱営業本部企画部長
2012年4月 日立アプライアンス(株)大型冷熱本部企画部長
2014年6月 当社社外監査役
2015年4月 **当社社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)**

社外取締役候補者とした理由

角田逸郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は当社の特定関係事業者ではなく前職において経営企画に携わっており、当社とは異業種分野での幅広い経験を有し、外部の視点を持って取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は当社社外監査役就任期間は1年、当社社外取締役(監査等委員)就任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。

略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)

- 1970年4月 特殊法人理化学研究所(現国立研究開発法人理化学研究所)入所
1984年1月 グルノーブル工科大学助教授
1984年9月 グルノーブル工科大学招聘教授
1988年1月 科学技術庁研究開発局総合研究科専門調査官
2015年3月 理化学研究所退職
2015年6月 **当社社外取締役 (監査等委員) (現任)**

社外取締役候補者とした理由

林央氏を社外取締役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、科学技術庁研究開発局の調査官として培ってきた知識や経験を有していることから、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。また、当社社外取締役(監査等委員)就任期間は、本総会終結の時をもって6年になります。

はやし ひさし
林 央

再任

生年月日

1944年10月3日

所有する当社の株式数

1,000株

- (注) 1. 上記の各監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 角田逸郎氏、林央氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、角田逸郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、林央氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約では、当社監査等委員である取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である社外取締役候補者は次のとおりであります。

さ と う よ う い ち
佐藤 陽 一

新任

生年月日

1951年7月29日

所有する当社の株式数

一株

略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)

1975年3月	東京大学法学部卒
1977年4月	司法研修所卒
1977年4月	東京地方裁判所判事補
1989年4月	東京地方裁判所判事
1996年4月	東京高等裁判所判事
2016年7月	退官
2016年8月	アルファパートナーズ法律事務所弁護士(現職)
2017年4月	東京弁護士会 民事訴訟問題等特別委員会委員
2020年11月	国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員(現任)

取締役候補者とした理由

佐藤陽一氏は弁護士として法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性および適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤陽一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐藤陽一氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で、定款に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項が定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案

役員賞与支給の件

当期末時点の取締役（監査等委員である者を除く。）5名及び監査等委員である取締役3名に対し、当期の連結業績等を勘案して、取締役（監査等委員である者を除く。）賞与として総額953万円、監査等委員である取締役賞与として総額127万円を支給することといたしたく存じます。

なお、各取締役（監査等委員である者を除く。）及び各監査等委員である取締役に対する金額は、取締役（監査等委員である者を除く。）については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

第5号議案

公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式処分の件

当社は、2021年5月12日開催の取締役会において、公益財団法人イハラサイエンス中野記念財団の社会貢献活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。

当社は、2011年4月に、ものづくりにおける技術・研究開発の支援及び人材育成を目的として、「一般社団法人イハラサイエンス夢創造支援センター」を設立し、大学に対する研究活動への助成事業及び学生に対する奨学金事業を継続して行ってまいりました。本財団はさらに事業規模の拡大を目指し、2018年12月に政府より公益財団法人として認定されました。現在の一般社団法人の事業活動を引き継ぐとともに、自然環境保護活動にも取り組み、活動の幅を大きく広げて社会貢献活動を推進しております。

本財団は、大学における研究活動への助成及び学業を志す優秀な学生に対する奨学金事業を行うことで、わが国の将来の発展に資する優秀な人材の育成の一助となるよう活動を行うとともに、当社岐阜事業所の所在地である岐阜県中津川市付知地区の山林保全の事業にも取り組んでおります。ヒノキ等の人工林の広葉樹林化によって荒廃した里山復活を進めることにより土砂災害等の自然災害を防止する活動を、今まで以上に対象となる森林の範囲を広げ推進してまいります。

このような本財団の社会貢献活動は、当社の企業ブランドの向上、優秀な人材の確保にも繋がり、中長期的な企業価値向上に資するものであると考えております。今回の自己株式の処分は本財団の社会貢献活動への原資を拠出するために行うものであり、本財団は、自己株式の処分により割り当てられる当社株式の配当を主な原資として長期的かつ安定的に社会貢献活動を進めてまいります。

つきましては、第三者割当による自己株式の処分について、株主の皆様の御承認をお願いするものであります。

以上

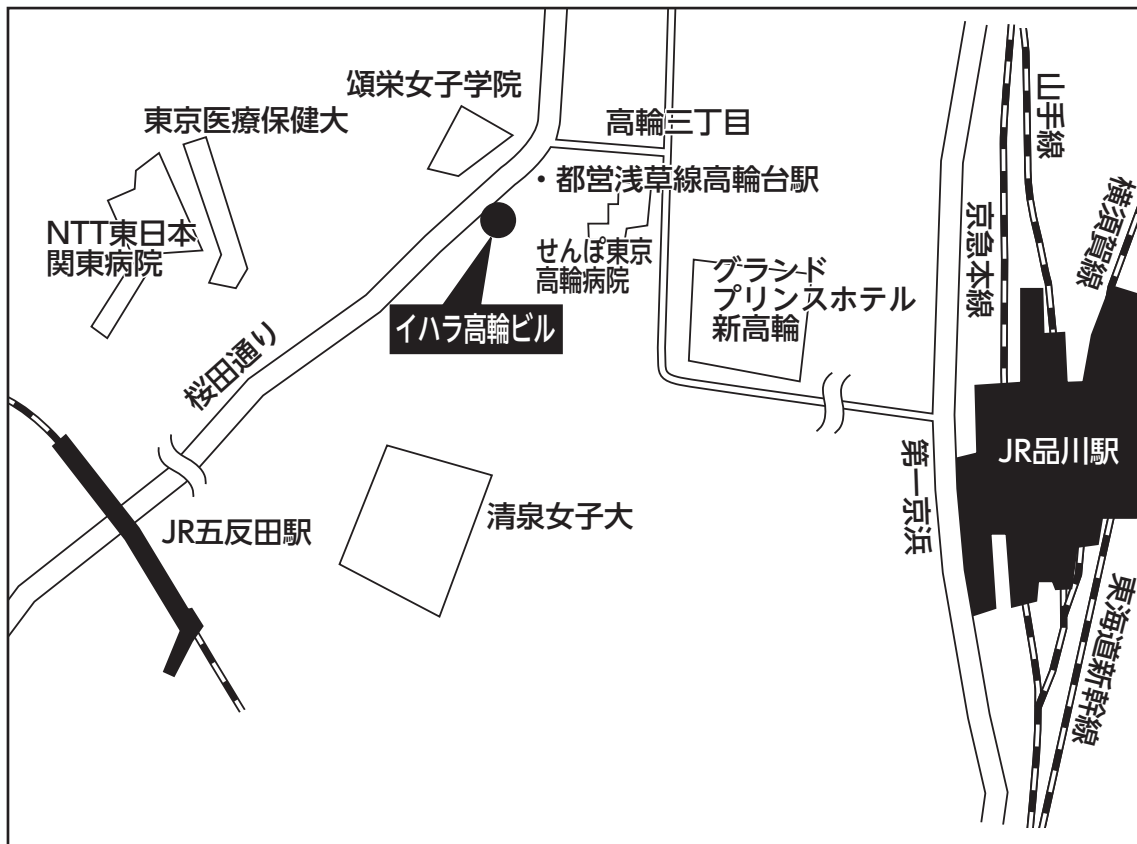
定時株主総会会場ご案内図

会場

イハラ高輪ビル3階会議室
東京都港区高輪三丁目11番3号

交通

都営浅草線 | 高輪台駅A1出口より徒歩約1分
J R 線 | 五反田駅より徒歩約12分 (約800m)
J R 線 | 品川駅より徒歩約12分 (約800m)



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。